

やまぎん社員総合口座取引規定

やまぎん社員総合口座取引規定

1. 社員総合口座取引

- (1) 勤務先と当行との間で締結した「社員総合口座取扱いに関する契約書」(以下「契約書」という)にもとづき、普通預金、定期預金、およびこの定期預金を担保とする当座貸越の各取引は、社員総合口座として利用すること(以下「この取引」という)ができます。
- (2) 前項の各取引については、この規定の定めによるほかは、当行ホームページに掲載の総合口座取引規定、普通預金等共通規定、普通預金(照合表口)規定、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定により取扱います。
- (3) この取引については、通帳の発行を省略します。
- (4) この取引は、普通預金のカードによる払戻し以外は、この預金口座の開設店(以下「当店」といいます)のみで取扱います。

2. 預金への預入れ

- (1) この取引の普通預金への預入れは、勤務先からの預入れ、この取引の普通預金の利息、この取引の定期預金の解約元金・利息に限りします。
- (2) この取引の定期預金への預入れは、勤務先が指定した方法により、この取引の普通預金から自動的に振替預入したものに限りします。なお、自動的に振替預入する場合、普通預金の払戻請求書の提出は、不要とします。
- (3) この取引の定期預金の種類は、勤務先が指定したものとします。

3. 定期預金の自動継続

- (1) 第6条により自動解約をする場合を除き、この取引の定期預金は、満期日(最長お預り期限)に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。
- (2) 第6条により一部を自動解約した場合は、残額で前回と同一期間の預金に自動的に継続します。ただし、残額が100円未満の場合は、この取引の普通預金に振替預入します。
- (3) この取引の期日指定定期預金について、預金の一部が支払われた場合は、その残りの金額で継続します。
- (4) 継続された預金についても、前三項と同様とします。

4. 普通預金からの払戻し等

- (1) この取引の普通預金からの払戻しは、キャッシュカードを使用して、当行所定の現金自動支払機により行ってください。
- (2) 前項以外の方法でこの取引の普通預金からの払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。
- (3) この取引の普通預金は、公共料金等の振替指定口座、クレジットカード等の決済口座としてはご利用いただけません。

5. 定期預金の解約等

- (1) この取引の定期預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。
- (2) 定期預金解約時の解約元利金は、この取引の普通預金に入金します。

6. 当座貸越の清算

- (1) この取引の定期預金の満期日(最長お預り期限)の前日にこの取引の普通預金が貸越となっている場合には、定期預金の満期日(最長お預り期限)にその定期預金を解約のうえ、元金および利息の全額または一部(当行所定の方法で計算します)を自動的に入金し、貸越を清算します。
- (2) 前項による解約は、貸越金残高に達するまで当行所定の順序で行います。
- (3) 前二項による解約の場合、定期預金払戻請求書の提出は、不要とします。

7. 解約等

- (1) この取引を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、キャッシュカードとともに当店に提出してください。なお、貸越元利金等がある場合は、それらを先に支払ってください。
- (2) 退職等により社員でなくなった場合は、この取引は解約するものとします。この場合、前項により解約の手続きを行ってください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ③ 第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

8. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

9. 残高等の通知

この取引の残高等は、当行所定の時期に書面により通知します。

10. 規定の変更

- ① 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- ② 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- ③ 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上
(2019年10月1日現在)